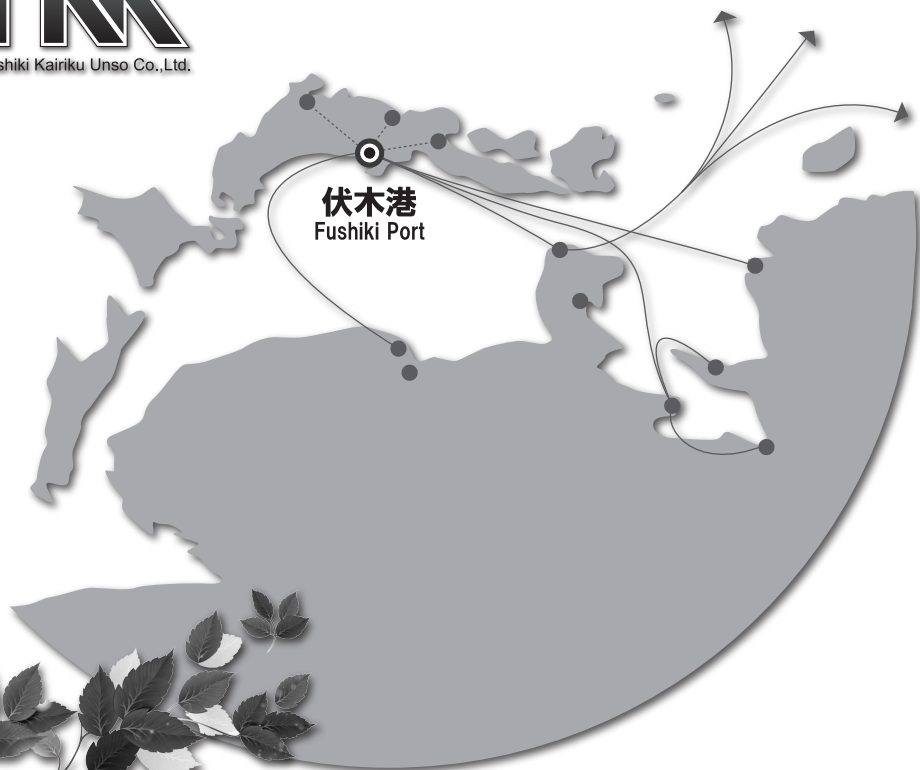


第109期 報告書

2025年7月1日～2026年6月30日



伏木海陸運送株式会社

証券コード：9361

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループ第109期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）の事業の概況をとりまとめましたので、ここに本報告書をお届けいたします。

これからも当社は「内和外信」の社訓のもと、総合物流企業として荷主、船社のニーズに的確にお応えするとともに、環日本海交流の発展に向けて、地域社会とともに歩み続けてまいりますので、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年9月

代表取締役社長

浦 俊 夫

目 次

事業報告	1
連結計算書類	14
連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書	
計算書類	17
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	
監査報告書	20
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	
会計監査人の監査報告書	
監査役会の監査報告書	

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善の動きが続き、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、資源価格の高騰や中東地域をはじめとした国際情勢の影響により、先行き不透明な状況が続きました。

このような事業環境のなか、当社企業グループでは、主力の港運事業において貨物取扱量が前年同期と比較して増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は143億9千1百万円(前年同期比9億3千8百万円、7.0%の増収)、営業利益は12億7千4百万円(前年同期比3千万円、2.4%の増益)、経常利益は11億9千1百万円(前年同期比1千8百万円、1.6%の増益)、親会社株主に帰属する当期純利益は8億2千3百万円(前年同期比1億4千万円、20.6%の増益)となりました。

事業セグメント別の業績は次のとおりです。

[港運事業]

港運事業は、輸出入貨物の取扱量が増加したことにより、売上高は97億5千6百万円(前年同期比5億1千6百万円、5.6%増収)、セグメント利益は14億4千3百万円(前年同期比1億3千1百万円、10.0%増益)となりました。主な輸移入貨物は、ウッドチップ、コンテナ貨物、石炭、木質燃料、オイルコークス、工業塩、アルミ地金、鋼材等であり、輸移出貨物は、コンテナ貨物や自動車等であります。

[不動産事業]

不動産事業は、住宅事業の受注が増加したことなどにより、売上高は12億1千8百万円(前年同期比1億6百万円、9.5%増収)となりましたが、原価が高んだことでセグメント利益は2億5千万円(前年同期比7千2百万円、22.5%減益)となりました。

[繊維製品製造事業]

繊維製品製造事業は、自動車内装材と衣料向けの受注が堅調に推移したことにより、売上高は22億9千7百万円(前年同期比1億5千5百万円、7.3%増収)、セグメント利益は4千万円(前年同期比1千7百万円、78.4%増益)となりました。

[その他事業]

その他事業は、旅行業の需要が回復したことにより、売上高は13億1千万円(前年同期比2億4千8百万円、23.4%増収)、セグメント利益は3千1百万円(前年同期比4百万円、15.9%の増益)となりました。

(2) セグメント別売上高

事業名	第108期 (2025年6月期)		第109期(当期) (2026年6月期)		前期比増減	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	比率 (%)
港 運 事 業	9,239	68.7	9,756	67.8	516	5.6
不 動 産 事 業	1,111	8.3	1,218	8.5	106	9.5
織 維 製 品 製 造 事 業	2,141	15.9	2,297	16.0	155	7.3
そ の 他 事 業	1,062	7.9	1,310	9.1	248	23.4
事業間取引消去	△102	△0.8	△190	△1.3	△88	86.3
計	13,453	100.0	14,391	100.0	938	7.0

(注) 事業間取引消去により事業部門間の内部売上高を消去しています。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地の購入など、13億3千3百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社企業グループは、世界との交易の拠点となる港湾物流を主たる事業として、地域社会の発展に資することを目指しており、以下の課題に取り組んでまいります。

- ①拠点となる伏木富山港における取扱貨物と航路の拡充、物流インフラの整備とノウハウの蓄積を図ります。
- ②物流業界における長距離ドライバー不足等に対処するため、国内におけるモータリシフトに注力いたします。
- ③人口減少社会を見据え、デジタル技術や生成AIを活用し、業務の効率化並びに事業変革を推進します。
- ④次代を担う人材の育成・確保、安全衛生並びにコンプライアンス意識の向上、内部統制の強化に努めます。
- ⑤国土交通省「みなとSDGsパートナー」として、より一層の環境保護に取り組み、社会の低・脱炭素化に貢献することを目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第106期 (2023年6月期)	第107期 (2024年6月期)	第108期 (2025年6月期)	第109期(当期) (2026年6月期)
売 上 高 (千円)	13,066,122	12,935,582	13,453,480	14,391,599
経 常 利 益 (千円)	1,256,506	714,912	1,172,671	1,191,652
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	688,412	468,221	682,973	823,554
1株当たり当期純利益	265円90銭	180円85銭	263円80銭	318円11銭
純 資 産 (千円)	11,673,798	12,194,943	12,883,291	14,554,764
総 資 産 (千円)	22,378,415	23,045,773	23,517,136	24,584,304
1株当たり純資産	4,082円74銭	4,269円33銭	4,506円10銭	5,097円46銭

(7) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第106期 (2023年6月期)	第107期 (2024年6月期)	第108期 (2025年6月期)	第109期(当期) (2026年6月期)
売 上 高 (千円)	7,708,346	6,927,434	7,596,534	8,037,324
経 常 利 益 (千円)	937,981	395,356	668,584	757,887
当 期 純 利 益 (千円)	520,540	331,175	453,669	381,996
1株当たり当期純利益	200円51銭	127円57銭	174円76銭	147円15銭
純 資 産 (千円)	7,598,921	7,906,055	8,317,122	9,148,877
総 資 産 (千円)	11,494,984	11,751,620	12,237,959	13,244,907
1株当たり純資産	2,927円12銭	3,045円48銭	3,203円83銭	3,524円29銭

(8) 主要な事業内容 (2026年6月30日現在)

事 業 区 分	主 要 な 内 容
港 運 事 業	伏木富山港における入出港船舶の荷役及び曳船作業、コンテナターミナル運営及び沿岸作業等の海陸一貫作業、鉄道貨物の取扱積卸、貨物自動車による輸送(港湾經由貨物、国内流通貨物、石油類、セメント類、飼料他)、輸出入貨物等を保管する倉庫業、通関業、船舶代理店業、梱包業
不 動 産 事 業	不動産賃貸、駐車場経営、木造注文住宅の設計・施工
繊維製品製造事業	自動車内装生地やスポーツ衣料など編地の開発・設計・生産
そ の 他 事 業	損害保険代理店業、旅行業、繊維製品卸売、油槽所構内作業

(9) 事業所の所在地 (2026年6月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	富山県高岡市伏木湊町5番1号
富 山 新 港 支 店	富山県射水市奈呉の江4番2
新 能 町 倉 庫	富山県高岡市材木町717番1号
高岡貨物駅営業所	富山県高岡市吉久1丁目1番120号
富 山 港 事 務 所	富山県富山市西宮町2番36 太平洋セメント(株)富山SS内
金 沢 事 務 所	石川県金沢市大野町4丁目ソ10番2
東 京 事 務 所	東京都中央区日本橋本町3丁目1番11号繊維会館8階801号室
ウラジオストク事務所	ウラジオストク市ニジネポルトーパヤ通り1 海の駅3階306号室
大 連 事 務 所	大連市中山区祝賀街35号 錦聯大厦1011室

(10) 従業員の状況 (2026年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
港 運 事 業	487	+7
不 動 産 事 業	14	+1
繊 維 製 品 製 造 事 業	119	+4
そ の 他 事 業	63	+8
全 社 (共 通)	21	0
合 計	704	+20

(注) 従業員は就業人員であり、全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない会社の管理部門に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名	7名増	41.8歳	18.1年

(11) 重要な子会社及び関連会社の状況 (2026年6月30日現在)

会 社 名	資 本 金 (千円)	議 決 権 所有比率 (%)	主要な事業内容
子会社			
伏木貨物自動車株式会社	20,000	86.5	貨物自動車運送事業
北陸日本海油送株式会社	50,000	99.2 (5.1)	石油類運送事業
F K Kエンジニアリング株式会社	30,000	98.7 (8.7)	油槽所の構内作業事業
北陸太平洋物流株式会社	20,000	60.0	貨物自動車運送事業
F K K ツ ア ー ズ 株 式 会 社	50,000	100.0	旅行事業
高岡鉄道産業株式会社	10,000	100.0	通運事業
チュージェキ株式会社	272,563	71.7	不動産貸付、駐車場経営事業
山 口 株 式 会 社	32,000	71.7 (71.7)	繊維製品卸売事業
丸共シーランド株式会社	70,000	100.0	港湾運送事業
山口ニット株式会社	100,000	65.2 (65.2)	繊維製品製造事業
大 洋 住 宅 株 式 会 社	40,000	71.7 (71.7)	木造住宅事業
北 陸 海 事 株 式 会 社	10,000	80.0	曳船事業
関連会社			
日 本 海 産 業 株 式 会 社	13,000	25.0	貨物運送事業
新湊観光開発株式会社	85,000	25.3 (1.3)	不動産事業
氷見観光開発株式会社	93,000	32.6 (2.5)	ゴルフ場経営事業
株式会社高岡ステーションビル	100,000	16.8	商業ビルの管理運営事業
新 港 ビ ル 株 式 会 社	397,000	29.4 (11.1)	ホテル経営事業

(注) 議決権の所有比率の()内は、間接所有を内数で記載しております。

(12) 主要な借入先の状況 (2026年6月30日現在)

借 入 先	借入金残高 (千円)
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,871,737
株 式 会 社 富 山 銀 行	660,893
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	414,395
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	321,191
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	170,030

2. 会社の株式に関する事項 (2026年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
(2) 発行済株式の総数 2,615,400株(自己株式19,453株を含む)
(3) 株 主 数 1,076名
(4) 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 橘 海 運	207	7.98
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	191	7.36
株 式 会 社 北 陸 銀 行	128	4.94
橘 慶 一 郎	106	4.10
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	93	3.59
夏 野 公 秀	77	2.97
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	70	2.70
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	64	2.47
橘 洋 子	63	2.46
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	62	2.39

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	大 門 督 幸	新港ビル株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	浦 俊 夫	F K Kエンジニアリング株式会社代表取締役会長
代表取締役専務	細 川 英 明	伏木貨物自動車株式会社代表取締役社長、F K Kツアーズ株式会社代表取締役社長
常務取締役	吉 田 秀 樹	北陸日本海油送株式会社代表取締役社長、F K Kエンジニアリング株式会社代表取締役社長、氷見観光開発株式会社代表取締役社長
取締役	松 浦 孝 雄	関連事業部長、株式会社高岡ステーションビル代表取締役社長
取締役	縄 井 和 弘	総務部長
取締役	野 村 和 宏	営業部長（海運）、北陸海事株式会社代表取締役社長、新湊観光開発株式会社代表取締役社長
取締役	塚 原 悟 史	営業部長（国際輸送）
取締役	釣 谷 宏 行	株式会社C K サンエツ代表取締役社長、サンエツ金属株式会社代表取締役社長、シーケー金属株式会社代表取締役社長、株式会社リケンC K J V代表取締役社長、日本伸銅株式会社代表取締役会長、三谷伸銅株式会社代表取締役会長
取締役	夏 野 公 秀	射水運輸株式会社代表取締役社長、射水建設興業株式会社代表取締役社長、射水建材株式会社代表取締役社長
取締役	稲 垣 晴 彦	北陸コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役会長、GRN株式会社代表取締役社長
取締役	粟 田 吉 弘	
取締役	橘 奈 緒 美	タチバナアソシエイツ代表、DHRインターナショナル・ジャパン株式会社パートナー
常任監査役 （常 勤）	林 延 佳	
監査役	中 村 正 治	サニーライブホールディングス株式会社代表取締役社長、南陽吉久株式会社代表取締役社長、光陽興産株式会社代表取締役会長、万葉線株式会社代表取締役社長、オタヤ開発株式会社代表取締役社長
監査役	山 田 亮 一	あさひ税理士法人代表社員、あさひ保険サービス合同会社代表社員

- (注) 1. 取締役釣谷宏行、夏野公秀、稲垣晴彦、橘奈緒美の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中村正治氏及び山田亮一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役山田亮一氏は、税理士として、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退 任 日
取 締 役	野 村 浩	現業部長、新湊観光開発株式会社代表取締役社長、新港ビル株式会社代表取締役社長	2025年9月25日 (辞任)

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬については、当社の企業価値向上に資することを原則としつつ、経営環境及び従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定め、各取締役の役職及び職務内容、常勤・非常勤の別等を考慮して決定しております。なお、当該決定方針は、取締役会において決議しております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬額は、当該手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年9月28日開催の第89回定時株主総会において年額1億6千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は17名（うち社外取締役は5名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2006年9月28日開催の第89回定時株主総会において年額1千6百万円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 浦 俊夫が具体的内容を決定しております。

委任する権限の内容は、各取締役の報酬額であり、委任した理由は、当社の事業環境や経営状態を把握し、個々の取締役の職務内容、貢献度等を算定・評価する者として最も適していると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			支給人員 (名)
		固 定 報 酬 等	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	79,142 (11,220)	79,142 (11,220)	—	—	14 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,720 (2,418)	12,720 (2,418)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	91,862 (13,638)	91,862 (13,638)	—	—	17 (6)

(注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与が含まれております。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度中に計上した退職慰労引当金繰入額が含まれております。

3. 上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は1,600千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

主な活動状況及び重要な兼職の状況及び当社との関係

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外取締役	釣 谷 宏 行	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席しております。 企業経営の見地が適切な意思決定及び経営監督に資することを期待しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	株式会社CKサンエツ代表取締役社長、サンエツ金属株式会社代表取締役社長、シーケー金属株式会社代表取締役社長、株式会社リケンCKJV代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に商取引があります。) 日本伸銅株式会社代表取締役会長、三谷伸銅株式会社代表取締役会長 (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)
社外取締役	夏 野 公 秀	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席しております。 企業経営の見地が適切な意思決定及び経営監督に資することを期待しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	射水運輸株式会社代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に商取引があります。) 射水建設興業株式会社代表取締役社長、射水建材株式会社代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)
社外取締役	稲 垣 晴 彦	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席しております。 企業経営の見地が適切な意思決定及び経営監督に資することを期待しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	北陸コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役会長、GRN株式会社代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に商取引があります。)
社外取締役	橘 奈 緒 美	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席しております。 企業経営の見地が適切な意思決定及び経営監督に資することを期待しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	タチバナアソシエイツ代表、DH R インターナショナル・ジャパン株式会社パートナー (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)
社外監査役	中 村 正 治	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席しており、また監査役会6回全てに出席しております。 企業経営の見地が的確かつ公正な監査に資することを期待しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	南陽吉久株式会社代表取締役社長、光陽興産株式会社代表取締役会長 (上記重要な兼職先との間に商取引があります。) サニーライブホールディングス株式会社代表取締役社長、万葉緑株式会社代表取締役社長、オタヤ開発株式会社代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)
社外監査役	山 田 亮 一	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席しており、また監査役会6回全てに出席しております。 税理士としての専門的見地が的確かつ公正な監査に資することを期待しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	あさひ税理士法人代表社員、あさひ保険サービス合同会社代表社員 (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)

(注) 社外取締役釣谷宏行氏、夏野公秀氏並びに社外監査役山田亮一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(5) 責任限定契約に関する事項

定款には責任限定契約を締結することができる規定はありますが、個々の取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役との締結はしていません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 21,500千円 |
| ② 当社及び当社の子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 21,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は適切であると判断し、報酬等に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士等による子会社の監査状況

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

<決議の内容の概要>

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、役員、従業員における法令等・企業倫理（コンプライアンス）遵守に対する意識の醸成を図る。
- ② 内部監査については、内部統制委員会を設置し業務の有効性及効率性、財務報告の信頼性、法令の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、問題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、内部統制委員会は、必要に応じ、監査役及び会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。
- ③ 経営に係る法律上の諸問題については顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を定め、期間中は取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う体制とする。重大事態発生時においては、損害・損失等を抑制するための具体策を迅速に決定・実行する組織として、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、適切に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、会社の経営方針及び経営戦略に係る重要方針については常務会及び取締役会で決議した経営基本方針に基づき全般的執行方針を確立する。常勤役員及び部長以上で構成する幹部会議を月1回以上開催し、業務上の重要事項を協議決定、実施する。

(5) 企業集団における適切な管理体制を確保するための体制

- ① グループ会社を管理する部署には担当役員を配置し、業務の状況は、定期的に取り締役に報告することとする。
- ② グループ会社は全て取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役として就任し、業務の適正を監視できる体制とする。グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、内部統制委員会に報告するものとする。内部統制委員会は監査役と情報を共有し、当該グループ会社に対し、改善等の指導・助言を行うものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制
当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び従業員全員が、本規程に従い、全社的なリスク管理を徹底する。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本とする。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、「幹部会議」において検討する体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて配置することとする。
- ② 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。また監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(8) 上記7号の報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度を主管する人事労務部は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告するものとする。
- ② 当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は内部統制委員会と情報を共有し、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき報告を受ける体制とする。
- ② 監査役は取締役会に出席するほか、幹部会議その他重要な会議に出席することができるとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができることとする。当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当社では、上記体制に基づき、次のとおり運用しております。

(1) コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに係る教育は、定期的に総務部より発信しており、基本的事項の再確認や事例研究などの案内を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。コンプライアンス上の疑義における対策の検討・決議、コンプライアンスに関する取組み全般についての企画立案は、幹部会議や内部統制委員会にて実施しております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制の強化

当社及びグループ各社のリスクについては、幹部会議、常務会を通じ、定期的にリスク管理状況を把握し取締役へ報告しております。また、与信管理規程により、与信の調査及び管理についての運用体制の強化を図っております。

(3) 業務執行の適正性や効率性の向上

取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については、「常務会規程」に基づき常務会において決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。また、取締役会など会議体の議案については、幹部会議を通じて可能な限り事前提供を徹底するなど、業務執行の適正性や効率性の向上に努めております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

グループ各社への取締役及び監査役の派遣・株主権の行使、内部監査部門による内部監査の実施、「子会社管理規程」等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めております。

また、当社及びグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役を選任し、ガバナンスの強化に努めております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

取締役が決裁した社内稟議書を総務部が定期的に監査役に提出し、監査役による日常業務の執行状況の閲覧を行っております。また、監査役が毎回幹部会議に出席し、取締役から情報提供を受けることで監査の実効性の向上に努めております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,057,696	流 動 負 債	3,823,572
現 金 及 び 預 金	3,428,739	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	937,726
受取手形、売掛金及び契約資産	1,993,852	電 子 記 録 債 務	227,509
電 子 記 録 債 権	101,991	短 期 借 入 金	75,000
商 品 及 び 製 品	156,426	1 年内返済予定長期借入金	1,051,415
仕 掛 品	119,237	1 年内償還予定の社債	40,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	144,634	未 払 金	127,352
そ の 他	113,799	未 払 法 人 税 等	323,444
貸 倒 引 当 金	△985	未 払 消 費 税 等	115,682
固 定 資 産	18,526,607	賞 与 引 当 金	21,918
有 形 固 定 資 産	13,786,595	役 員 賞 与 引 当 金	29,037
建 物 及 び 構 築 物	3,408,432	圧 縮 未 決 算 特 別 勘 定	37,300
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,537,996	そ の 他	837,185
土 地	8,654,120	固 定 負 債	6,205,967
建 設 仮 勘 定	94,011	社 債	480,000
そ の 他	92,033	長 期 借 入 金	2,558,567
無 形 固 定 資 産	132,381	繰 延 税 金 負 債	773,213
そ の 他	132,381	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	199,534
投 資 其 他 の 資 産	4,607,630	製 品 保 証 引 当 金	13,454
投 資 有 価 証 券	3,686,120	長 期 預 り 保 証 金	743,700
長 期 貸 付 金	32,679	特 別 修 繕 引 当 金	7,370
退 職 給 付 に 係 る 資 産	218,521	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,178,860
繰 延 税 金 資 産	93,682	資 産 除 去 債 務	241,000
そ の 他	580,526	そ の 他	10,266
貸 倒 引 当 金	△3,899	負 債 合 計	10,029,539
資 産 合 計	24,584,304	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	11,762,834
		資 本 金	1,850,500
		資 本 剰 余 金	1,452,432
		利 益 剰 余 金	8,500,567
		自 己 株 式	△40,666
		その他の包括利益累計額	1,433,965
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,278,431
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	155,533
		非支配株主持分	1,357,964
		純 資 産 合 計	14,554,764
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	24,584,304

連結損益計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,391,599
売上原価		11,923,483
売上総利益		2,468,115
販売費及び一般管理費		1,193,648
営業利益		1,274,467
営業外収益		206,515
受取利息	4,072	
受取配当金	162,332	
助成金収入	6,553	
その他	33,556	
営業外費用		289,330
支払利息	60,305	
持分法による投資損失	221,022	
助成金返還額	4,689	
その他	3,313	
経常利益		1,191,652
特別利益		573,229
固定資産売却益	561,237	
投資有価証券売却益	10,087	
補助金収入	1,100	
災害に伴う受取保険金	804	
特別損失		347,222
固定資産売却損	133,617	
固定資産除却損	885	
固定資産圧縮損	174,820	
災害による損失	599	
圧縮未決算特別勘定繰入額	37,300	
税金等調整前当期純利益		1,417,659
法人税・住民税及び事業税	505,189	
法人税等調整額	△42,446	462,743
当期純利益		954,916
非支配株主に帰属する当期純利益		131,361
親会社株主に帰属する当期純利益		823,554

連結株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,850,500	1,452,432	7,832,772	△40,580	11,095,124
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△155,758		△155,758
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			823,554		823,554
自 己 株 式 の 取 得				△85	△85
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	667,795	△85	667,710
当 期 末 残 高	1,850,500	1,452,432	8,500,567	△40,666	11,762,834

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	586,314	△15,374	570,940	1,217,226	12,883,291
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△155,758
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					823,554
自 己 株 式 の 取 得					△85
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	692,116	170,908	863,024	140,737	1,003,762
当 期 変 動 額 合 計	692,116	170,908	863,024	140,737	1,671,472
当 期 末 残 高	1,278,431	155,533	1,433,965	1,357,964	14,554,764

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,104,120	流 動 負 債	1,856,828
現金及び預金	591,095	買 掛 金	705,245
受 取 手 形	363,128	1年内返済予定長期借入金	558,363
売 掛 金	1,083,740	未 払 金	78,485
貯 蔵 品	18,385	未 払 費 用	261,299
前 払 費 用	8,596	未 払 法 人 税 等	167,731
未 収 入 金	35,917	未 払 消 費 税 等	9,952
そ の 他	3,256	前 受 金	4,465
固 定 資 産	11,140,786	役 員 賞 与 引 当 金	12,074
有 形 固 定 資 産	6,738,733	預 り 金	59,211
建 構 物	1,022,791	固 定 負 債	2,239,200
構 築 物	75,768	長 期 借 入 金	869,914
機 械 及 び 装 置	512,258	退 職 給 付 引 当 金	925,151
船 舶	1,298	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	99,901
車 両 運 搬 具	155,770	長 期 預 り 保 証 金	6,828
工 具 器 具 備 品	49,467	繰 延 税 金 負 債	319,768
土 地	4,894,379	特 別 修 繕 引 当 金	7,370
建 設 仮 勘 定	27,000	そ の 他	10,266
無 形 固 定 資 産	40,330	負 債 合 計	4,096,029
ソ フ ト ウ ェ ア	40,330	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	4,361,721	株 主 資 本	7,990,107
投 資 有 価 証 券	3,114,590	資 本 金	1,850,500
関 係 会 社 株 式	671,459	資 本 剰 余 金	1,367,507
出 資 金	720	資 本 準 備 金	1,367,468
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,594,600	そ の 他 資 本 剰 余 金	38
前 払 年 金 費 用	97,042	利 益 剰 余 金	4,803,763
関 係 会 社 ゴ ル フ 会 員 権	9,899	利 益 準 備 金	284,406
そ の 他	468,910	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,519,356
貸 倒 引 当 金	△2,595,500	配 当 準 備 積 立 金	160,000
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	61,055
		別 途 積 立 金	2,100,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,198,301
		自 己 株 式	△31,662
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,158,769
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,158,769
		純 資 産 合 計	9,148,877
資 産 合 計	13,244,907	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,244,907

損 益 計 算 書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,037,324
売 上 原 価		6,907,903
売 上 総 利 益		1,129,421
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		447,057
営 業 利 益		682,363
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	522	
受 取 配 当 金	197,309	
そ の 他	4,254	202,087
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,274	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	108,209	
そ の 他	1,080	126,563
経 常 利 益		757,887
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,828	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,087	13,915
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	31	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	136,778	136,809
税 引 前 当 期 純 利 益		634,993
法人税・住民税及び事業税	266,387	
法 人 税 等 調 整 額	△13,390	252,997
当 期 純 利 益		381,996

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	本 金 剰 余 金	資本剰余金 合計	利 準 備 金	その他利益剰余金	
						配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金
当 期 首 残 高	1,850,500	1,367,468	38	1,367,507	284,406	160,000	61,855
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩							△800
別途積立金への振替							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△800
当 期 末 残 高	1,850,500	1,367,468	38	1,367,507	284,406	160,000	61,055

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	2,000,000	2,071,262	4,577,525	△31,577	7,763,955	553,166	553,166	8,317,122
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当		△155,758	△155,758		△155,758			△155,758
当 期 純 利 益		381,996	381,996		381,996			381,996
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		800						－
別途積立金への振替	100,000	△100,000	－		－			－
自己株式の取得				△85	△85			△85
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						605,602	605,602	605,602
当 期 変 動 額 合 計	100,000	127,038	226,237	△85	226,152	605,602	605,602	831,754
当 期 末 残 高	2,100,000	2,198,301	4,803,763	△31,662	7,990,107	1,158,769	1,158,769	9,148,877

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月18日

伏木海陸運送株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上 卓哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 忠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伏木海陸運送株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伏木海陸運送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月18日

伏木海陸運送株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上 卓哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 忠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伏木海陸運送株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月19日

伏木海陸運送株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 林 延 佳 ㊞

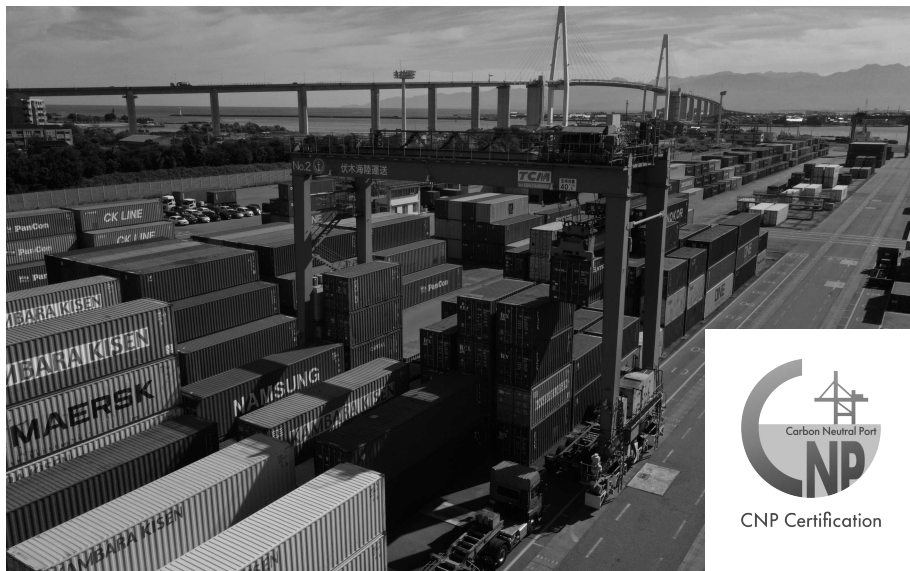
社外監査役 中 村 正 治 ㊞

社外監査役 山 田 亮 一 ㊞

(注) 監査役中村正治及び監査役山田亮一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

本年度のトピックス



伏木富山港新湊地区国際物流ターミナルの脱炭素化の取組みが評価され、国土交通省のカーボンニュートラルポート（CNP）認証「レベル3」を取得しました。



荷役効率増進に向け、伏木万葉ふ頭にクローラクレーンを新たに導入しました。



震災後3年ぶりに一般観覧再開された伏木曳山まつりに多数参加しました。

会 社 の 概 要 (2026年6月30日現在)

商 号 伏木海陸運送株式会社 (Fushiki Kairiku Unso Co.,Ltd.)
設 立 1944年3月31日
資 本 金 18億5,050万円
発 行 済 株 式 2,615,400株 (発行可能株式総数4,800,000株)
事 業 所

本社、富山新港支店、新能町倉庫、高岡貨物駅営業所、富山港事務所、金沢事務所、東京事務所、ウラジオストク事務所、大連事務所

従 業 員 数 単体307名 (連結704名)

事 業 内 容

港運事業

(当社) 入出港船舶の本船積卸、コンテナターミナル運営及び沿岸作業等の海陸一貫作業、通関業、内航海運業、海上運送事業、鉄道貨物の取扱積卸、集荷配達作業、貨物自動車による港湾經由・国内流通貨物等の輸送、輸出入貨物等の保管仮置及び出入庫作業

(連結子会社) 木材荷役、曳船作業、貨物自動車による一般貨物・石油類・セメント類・飼料他の輸送

不動産事業

(当社) 所有する土地・建物等の賃貸

(連結子会社) 不動産賃貸、駐車場経営、木造注文住宅の設計・施工

繊維製品製造事業

(連結子会社) 自動車内装生地やスポーツ衣料など編地の開発・設計・生産

その他事業

(当社) 損害保険代理店業、飲食店業

(連結子会社) 油脂類販売業、油槽所構内作業、石油基地防災業、船舶修繕業、旅行業、繊維製品卸売業

連 結 子 会 社 (12社)

伏木貨物自動車株式会社	(貨物自動車運送事業)
北陸日本海油送株式会社	(石油類運送事業)
F K Kエンジニアリング株式会社	(油槽所の構内作業事業)
北陸太平洋物流株式会社	(貨物自動車運送事業)
F K Kツアーズ株式会社	(旅行事業)
高岡鉄道産業株式会社	(通運事業)
チューゲキ株式会社	(不動産貸付、駐車場経営事業)
山口株式会社	(繊維製品卸売事業)
丸共シーランド株式会社	(港湾運送事業)
山口ニット株式会社	(繊維製品製造事業)
大洋住宅株式会社	(木造住宅事業)
北陸海事株式会社	(曳船事業)

持分法適用会社 (5社)

日本海産業株式会社	(貨物運送事業)
新湊観光開発株式会社	(不動産事業)
水見観光開発株式会社	(ゴルフ場経営事業)
株式会社高岡ステーションビル	(商業ビルの管理運営事業)
新港ビル株式会社	(ホテル経営事業)

株 主 メ モ

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	定時株主総会 毎年6月30日 期末配当 毎年6月30日 中間配当 毎年12月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
単元株式数	100株
証券コード	9361
上場証券取引所	東京証券取引所
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所 (郵便物送付先)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031 (フリーダイヤル、受付時間：平日9時～17時)
(U R L)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
公告方法	電子公告により行います。 (下記の当社ホームページに掲載いたします。) https://www.fkk-toyama.co.jp 但し、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株式に関するお手続きについて

■住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

